

2021年1月15日

各位



多治見市と「遺贈寄附に関する協定」締結について

株式会社十六銀行（頭取 村瀬 幸雄、以下「当行」といいます。）は、多治見市（市長 古川 雅典）と「**遺贈寄附に関する協定**」を締結しましたので、お知らせいたします。

当行は多治見市との間で、2020年3月に当行の相続関連商品「じゅうろく遺言代用信託＜**想族あんしんたく**>」に関する遺贈寄附提携契約を締結しており、同市内の金融機関で唯一、遺言書を作成することなく※1、簡便なお手続きで、一定の金額の範囲内※2で同市への金銭の遺贈寄附をお受けする態勢を、かねてより構築しております。

※1 遺言書の作成・執行等を信託銀行等の専門家に依頼すると、一般に100万円以上の報酬と公証役場等での公正証書遺言作成の手続きが必要となります。本商品の設定時報酬は、「遺贈寄附」を希望される信託元本の1.65%（税込）です。

※2 本商品で多治見市への「遺贈寄附」をお申込みいただける金額は、100万円以上200万円以内です。

今回、これに追加して本協定締結により、＜**想族あんしんたく**>の範囲を超える「遺贈寄附」についても、遺言書作成のアドバイスや専門家の取次ぎにより遺言を活用した「遺贈寄附」で対応し、地域のお客さまの幅広いニーズにお応えします。

地域社会・地元団体への「遺贈寄附」という**地域のお客さまの尊いお志や想いの実現のお手伝い**により、今後とも当行は地域社会に貢献してまいります。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

個人営業部（本件担当）宮崎 TEL：058-266-2525

経営企画部 ブランド戦略室（広報担当） TEL：058-266-2511